

特集 相続法改正

相続法が変わる!?

配偶者居住権の新設

遺産分割が変わった!?

遺言が書きやすくなった?

改正相続法に関するQ&A

・司法書士会の取り組み

～公式キャラクターの紹介～

・埼玉よもやま話

・話題のニュースから

～持続可能な「働き方改革」へ向けで～

・相談の現場から

・司法書士と～く

・会長挨拶

相続法が変わる!?

平成31年1月31日から段階的に施行中



亡くなった場合の財産の引継ぎ方を定めている法律～相続法～が、段階的に改正されています。このことは、わが国の高齢化の進展等、社会情勢の変化が生じていることから、社会の変化に対応するため法律を改正したものです。知らないとなやましいトラブルにも巻き込まれかねない場合もあります。

そこで、本号では、相続法の改正について知っておきたい法律知識を特集します。

★亡くなった方の配偶者への配慮をするための制度★

配偶者が、亡くなられた方の建物に居住していた場合には、遺産分割により一定期間又は終身、建物に住み続けられる制度が創設されます(2020年4月1日～)。

例えばこんなことに

子どものうちの一人が土地・建物を相続し、売却されてしまうと親の住む家が無くなってしまい、そんな不安も解消されます。

★亡くなった場合の預金の払い戻し制度★

亡くなられた方の預貯金について、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることが可能となりました(2019年7月1日～)。

例えばこんなことに

亡くなった後に預金を下ろせないと葬式代すら払えないという不都合が解消されました。

★相続人以外の方が財産を承継できる制度★

相続人以外に亡くなられた方の面倒を見ていた親族が、相続人に対して金銭の請求ができるようになりました(2019年7月1日～)。

例えばこんなことに

お嫁さんが面倒を見ても、相続できず、なんのお金ももらえないという不都合が解消されました。

★遺言書の利用の促進★

自筆証書遺言について、財産目録は各ページに署名押印すればワープロ打ちでも可能になりました(2019年1月13日～)。

また、法務局で自筆証書遺言を保管をすることができるようになります(2020年7月10日～)。

例えばこんなことに

自筆証書遺言を作ったけれど、保管場所に困ってしまう、そんな問題が解決されます。

※その他、遺留分制度の見直し等の改正も行われています。

配偶者(短期)居住権の新設

厚生労働省の発表によると、2018年の日本人の平均寿命は男性81.25歳、女性は87.32歳となり、例えば、夫の所有する家に同い年の夫婦が住んでいる場合で、夫婦が平均寿命で亡くなるとした場合、妻は81歳過ぎから約6年間、生活をする家が確保できないケースがあります。そこで、配偶者の住む家を確保する視点から、居住建物に引き続き居住できる権利が創設され、2020年4月1日以降に発生した相続から適用されます。この配偶者が引き続き居住できる権利には、以下の2種類があります。

配偶者短期居住権

配偶者短期居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、最低6カ月の間、居住建物を無償で使うことができる権利です。従来の制度では、誰かに家が遺贈されたり、被相続人が配偶者に家を使わせないという内容の遺言を残していたり、配偶者が相続放棄をしたりすると、配偶者はそれまで住んでいた家に住むことができない、ということが起こり得ました。しかし、この配偶者短期居住権ができたことにより、相続発生から必ず6カ月間は居住できる権利が確保されるので、突然住む場所を失う心配がなくなります。

配偶者居住権

配偶者居住権は、長期の居住権で、配偶者に終身又は一定期間、建物の使用を認めることを内容とする権利です。配偶者短期居住権のように相続開始とともに当然に発生するものではなく、遺産分割や被相続人の遺言等によって取得することができる権利です。これまでは、配偶者が遺産分割で家を取得すると、遺産の額や内容によっては家以外の他の財産を受け取ることができず、生活費が不足する等の問題がありました。しかし、配偶者居住権ができたことにより、家は他の相続人が相続し、配偶者は配偶者居住権を取得することで、家に住み続けながら他の財産も取得できるようになります。

具体例

夫、妻、子の三人家族がいました。夫が亡くなったので、妻と子で遺産分割をしました。遺産は自宅1000万円及び預貯金1000万円で、妻と子の法定相続分は1:1(妻1000万円・子1000万円)です。法定相続分で相続しようとする現行制度では、妻は居住建物を取得すると、相続分の1000万円に達してしまい、預貯金を受け取ることができずに生活費が不足するかも...という不安が残ります。

新制度の下では、居住建物1000万円が、配偶者居住権500万円、負担付所有権500万円に分けることができます。この場合、妻が配偶者居住権500万円及び預貯金500万円、子が負担付所有権500万円及び預貯金500万円を取得するので、妻は自宅に住み続けながら生活費も確保することができ、安心して暮らしていけます。(今回の事例はあくまでも参考ですので、実際の配偶者居住権の評価額はケースバイケースとなります)



遺産分割が変わった!?

亡くなられた方が遺言を残していなかった場合、残された配偶者と子どもたちなどの相続人が話し合い、誰がどの財産をどのくらい取得するのか、ということを決める「遺産分割」が行われます。この遺産分割に関しても、法改正で大きな変化がもたらされました。

婚姻期間20年以上の夫婦間における 居住用不動産の贈与等の優遇措置

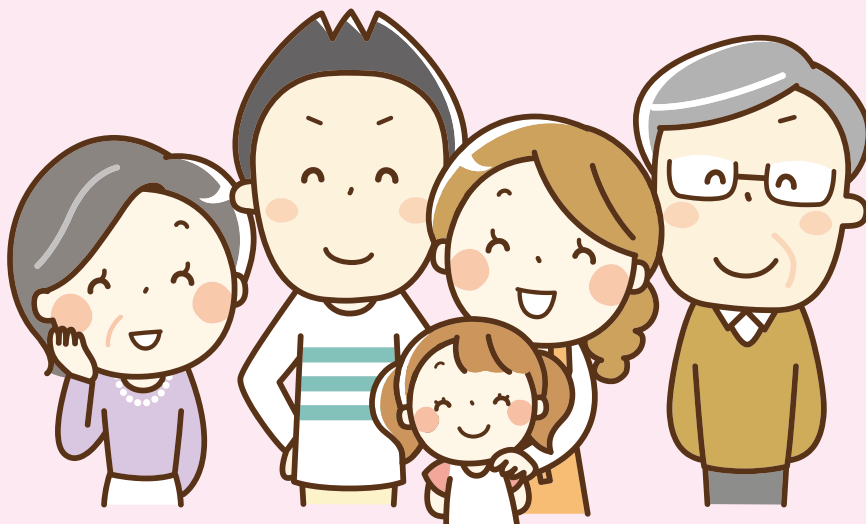
贈与税では、婚姻期間が20年以上になる夫婦間での居住用不動産(又は居住用不動産を購入するための金銭)の贈与に関しては、基礎控除の110万円に加えて2000万円までが贈与された財産の価額から控除を受けることができます。これは贈与税の特例ですが、配偶者を優遇する似たような規定が、民法にも加えられました。

従来は、配偶者に自宅を贈与した場合、その価額は「特別受益」とされ、相続においては遺産を先に渡したものと扱われていました。たとえば、評価額2000万円の自宅を妻に贈与した後に夫が死亡し、相続が発生した場合を考えてみましょう。自宅以外の財産は4000万円の預貯金があり、相続人は妻と子の2名とします。妻に生前贈与された2000万円の自宅は特別受益となりますので、遺産総額4000万円に2000万円を加えた6000万円がみなし相続財産となります。これに妻の法定相続分である $1/2$ を掛けると3000万円となりますが、特別受益である2000万円をマイナスするので、最終的な妻の法定相続分は1000万円(と2000万円の自宅)です。

ところが改正によって、婚姻期間が20年以上になる夫婦間での居住用不動産が贈与された場合、原則として遺産の先渡しと扱わないことになりました。先の例でいうと、単純に遺産の4000万円に法定相続分の $1/2$ を掛けた2000万円(と自宅)が妻の法定相続分となるため、1000万円もの違いが発生するわけです。

配偶者居住権の創設もそうですが、超高齢社会において配偶者に多くの相続財産を分割し、老後資金を少しでも多く確保することが狙いといえる改正です。

残された配偶者の老後資金を確保 配偶者の法定相続分が増える



金融機関における預貯金の払い戻し制度

とある調査によると、全国的な葬儀費用の平均相場は200万円前後だそうです。かなりの額となるので、できれば故人が残した預貯金から支払いたいところですが……。遺産分割前に亡くなった方の預貯金を引き出すには、遺言書がない場合は原則的に相続人全員の同意が必要であり、払い戻しを受けることは困難でした。

これが法改正によって、「仮払い」という形で払い戻しを受けられるようになりました。

仮払いの方法はふたつ。ひとつ目は、金融機関から直接仮払いしてもらう方法です。これには上限額が設けられてあり、「相続開始時の預貯金額×1／3×仮払いを求める相続人の法定相続分」以内での払戻しとなります。また、仮払金額はひとつの金融機関につき150万円が上限とされています。

ふたつ目は、家庭裁判所に申立てる方法で、この場合の上限金額はありません。従来からできた手続きですが、法改正によって仮払いについての要件が緩和されて使いやすくなりました。

ただし、いずれの場合もあくまで仮払いなので、仮払いされた預貯金は相続財産に含めて遺産分割を行うことになります。

柔軟な資金捻出が可能に 遺産分割前でも預貯金を引き出せる

使い込まれた財産も遺産分与の対象に

適正に仮払いを受けて預貯金の払い戻しを受けたのなら問題はないのですが、一部の相続人が遺産分割前に故人の預貯金の払い戻しを受け、使い込んでしまったらどうなるのでしょうか？

これまでであれば、使い込んでしまった財産は遺産分割審判では対象外であり、使い込んだ相続人の具体的相続分から差し引かれることもありませんでした。つまり、遺産分割審判においては、使い込みはなかったものとされていたわけです。もちろん、不当利得や不法行為として他の相続人から請求することはできますが、余計な手間がかかってしまいます。その面倒臭さが敬遠されるケースが多くありました。

そこで、法改正によって、使い込まれた財産も遺産分割の対象とすることが可能となりました。要件は、財産を処分した人以外の相続人全員が同意すること。この結果、処分された財産は遺産分割時に相続財産から差し引くだけで済むようになります。

不当な払い戻しを防ぐ遺産の使い込みへの対策

相続人の行方が分からず、遺産分割の話し合いができないとき

相続人の中に長年疎遠にしている親族がおり、その人の住所に宛てて郵便を送ってもそれが届かず、郵便局から返送されてしまう。また、住所地を訪問しても手掛かりがなく、行方が分からない。

遺産分割の話し合いは基本的に相続人全員です必要がありますが、このような場合に法はどのような制度を設けているのでしょうか。民法では、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に、一定の要件の下、利害関係人が家庭裁判所に対して財産管理人選任の申立てをすることができる旨を定めています。

家庭裁判所が申立てを相当と認めて財産管理人を選任した場合、その財産管理人と他の相続人が遺産分割の話し合いを行うこととなります。



遺言が書きやすくなった？



【自筆証書遺言の方式の緩和とは】

じひつしょうしょゆいごん…さながら早口言葉の練習のようですね。皆さんに馴染みがないのも仕方ありません。ですが、遺言書は実は15歳になれば基本的には誰でも書くことができます。遺言書では御自身の大切な財産や想いを、大切な人に託すことができます。遺言書には公正証書遺言等いくつか種類がありますが、自筆証書遺言は読んで字の如く全部の文章を自署で書く必要がありました。財産には不動産や株、自動車や預貯金など色々あって、それらを誰に引き継いでもらいたいのか、ということを事細かく自署で書かなければならない…これでは遺言書を書くことに難しさを感じるのも無理はありません。そこで2019年1月13日から、遺言書の方式が緩和されました。あくまでも緩和ですので、遺言の方法として、ボイスレコーダーで録音したりメールで書いた文章を送ったりすればなんとかなるという程度までに変わったわけではありません。

それでは具体的にどんなことが緩和されたのでしょうか。従前は、財産に不動産がある場合、その不動産を特定するための所在や地番、地目、地積などの情報を詳細に記載し、財産の内容が多岐にわたる場合でも、それらの個々の財産について誰に継がせたいのかも含め、全ての文章を自署で書かなければなりませんでした。そこで、今回の改正では財産目録については遺言書の中で自筆によらずにワープロで作成した文章が可能となり、また不動産については登記事項証明書、預貯金については通帳の写しによることが可能になりました。なお、財産目録は遺言書本文の用紙に「添付」されていれば良いため、必ずしも一体化させる必要はありません。ただし、添付された財産目録自体にも、本文を作成した御本人が自署で氏名を書き、かつ同じ印鑑での捺印をする必要があります。遺言書の作成にあたってはその訂正方法も含めて厳格な要件と方式が定められていますので、御自身の意思をきちんと伝えたい場合は、是非司法書士に御相談下さい。

【遺言書保管法の施行について】

自筆証書遺言書は作成した本人の死亡後に所定の書類を揃えた上で裁判所で“検認”手続きをします。私文書のため、遺言書自体が発見できない等の紛失のおそれがあります。また、本当に本人が書いたものなのか、その存在自体に懐疑が生じることもあります。

そこで、自筆証書遺言書について、指定された法務局が窓口になり遺言書を保管してくれる制度が、2020年7月10日から開始されます。遺言者は、自らの住所地や本籍地等の法務局の窓口に出向いて、運転免許証等の身分証明書を提示した上で、遺言書の保管を申請することができます。法務局ではその遺言書をデータ化して保管するため、紛失のおそれがなくなります。もちろん、第三者の故意による変造等のリスクも抑えることができます。

また、法務局で保存された遺言書については、遺言者の死亡後の検認手続きが不要となります。ただし、内容によってはその遺言書を使って預貯金等の解約手続きまでスムーズに行うことが出来ないケースも考えられます。内容に不備がないよう、想いをきちんと遺せるよう、遺言書自体の作成にあたっては司法書士に御相談下さい。

公正証書遺言

自筆証書遺言に関する法改正は、この遺言の方式を利用しやすくするためのものです。遺言の方式には自筆証書遺言の他、従来から利用されている公証役場で作成する公正証書遺言の制度もあります。それぞれにメリット、デメリットがありますが、御自身に適した方式を選ぶことができます。

司法書士が答える 改正相続法に関する 法律相談Q & A



Q

法律が施行される前に親が亡くなっています。
未だに遺産分割協議がまとまらず預貯金を払い戻すことができません。
葬儀費用等を立て替えたのですが遺産分割前に預貯金を払い戻すことができないのでしょうか？

A

遺産分割前の預貯金の払い戻しについては、相続開始時期が法律の施行日の前であるか否かに関わらず行うことができます。そのため、法律の施行の後であれば、限度額の範囲内であれば預金の払い戻しを受けることが可能です。

Q

親が亡くなりました。遺産分割協議がまとまるまでに時間がかかりそうなので、遺産分割協議前の預貯金の払い戻し制度を利用しようと思いますが、注意しなくてはいけない点は何かありますか？

A

遺産分割協議において、預貯金を払い戻した金額については一部分割により取得したこととなります。そのため、払い戻した金額がその後の遺産分割協議における具体的相続分を超えてしまった場合には超過部分については返さなくてはなりません。

Q

自筆証書遺言の作成について要件が緩和されて作りやすくなったと聞きました。公正証書遺言だと公証人の費用が掛かるし、証人も必要なので自筆証書遺言で書こうと思います。注意点は何かありますか？

A

自筆証書遺言の要件が緩和されたと言っても自署によらない財産目録(各葉に自筆での署名と押印は必要)が認められただけです。財産目録以外の部分は全文自筆で作成しなくてはならないことは変わっておらず、訂正等の厳格な要件が緩和されたわけではありませんので注意が必要です。

Q

自筆証書遺言を法務局が預かってくれ、相続開始した後も裁判所への検認手続きが不要になる制度が始まると聞いたのですが？

A

2020年7月10日から新たに法務局で自筆証書遺言を預かってくれるサービスが始まります。確かに、裁判所での遺言書の検認は不要です。遺言者が死亡した後に、遺言書情報証明書(遺言書の画像データを用いた証明書)の交付請求等が行われたときには、相続人等に遺言書を保管している旨の通知がなされることとなっています。そのため、交付請求の際には遺言者の相続人を確定できる戸籍の提出等が必要となります。

Q

亡くなった配偶者の親の介護を長期間にわたりおこなっていました。
相続人でないので財産は分けてもらえないと聞いたのですが、本当でしょうか？

A

亡くなられた方の療養看護等に貢献した方であっても相続人でない限り、遺産を分ける遺産分割協議に参加することはできません。但し、新たに改正された法律では、遺産分割手続の外で相続人に対して金銭の請求をすることが認められるようになりました。

埼玉司法書士会公式キャラクター

「法チュン」を宜しくね!

埼玉司法書士会では、埼玉司法書士会公式キャラクター「法チュン」を作成しました。
公式キャラクターと言えば、埼玉県のコバトンや深谷市のふつかちゃんが有名です。

ふつかちゃんは全国的に有名ですが、そのもとになった深谷市はあまり知られていないのが現実です。また、ブームが去ったという意見も聞かれます。ただ、司法書士と言えば〇〇というイメージもなく、なんとなく堅苦しいイメージだけが先行している、その様なことから少しでも脱却できればと思い、作成に踏み切りました。

作成にあたっては熊谷市のアルスコンピュータ専門学校に御協力いただき、3作の候補作の中から、青山終さん(アルスコンピュータ専門学校 ビジュアルデザインコース1年生)が作成したスズメをモチーフとしたキャラクターが当会の公式キャラクターとして決定致しました。

青山さんが、スズメをモチーフにしたのは、スズメは街に多く暮らしていて、人の身近に居ることから、司法書士が話を聴いてくれる身近な存在をイメージさせることが出来るからとのことでした。デザインとしては、丸っこいパーツで構成し、やわらかなイメージにしました。目元が司法書士の「司」をイメージしています。着ぐるみになった時の機動力確保のため物は持たせず、鉛筆付き本型リュックを背負わせて司法書士の雰囲気を出しました。やわらかく、私達の身近な存在になるようにという思いから作成したとのこと、当会の広報イメージとも一致しております。

また、愛称については会員より募集し、「法チュン」という愛称が理事の投票により決定致しました。「法チュン」の応募理由をみると、やはり市民の身近な存在であるということが挙げられていました。

今後は、司法書士が市民の身近な法律専門職としてイメージできるよう、各種印刷物等に「法チュン」を活用しながら司法書士の広報に努めてまいります。





埼玉よもやま話



埼玉県の水族館といえば、羽生市水郷公園の「さいたま水族館」が有名ですね。水族館の大スターであるイルカ、シャチやペンギンなどは一切いませんが、海の無い埼玉県の水族館らしく、主に荒川水系に生息する約70種類の淡水魚が展示され、休日は家族連れなどでにぎわっています。皆さんの中にも、訪れたことのある方が多いのではないのでしょうか。

では、このさいたま水族館のほかにも、ぜひ一度は訪問したい水族館が県内にあることは御存知でしょうか。その名は「ハートフル桶西水族館」。なんとこの水族館、県立桶川西高校内にあり、同校の科学部の生徒さんたちが管理しているのです。

パンフレットによれば、「脊椎動物の上陸時の進化～魚類から両生類へ～」をメインテーマに世界の淡水魚約40種類700匹以上が

飼育されており、毎年2000人以上の来館者があるとのこと。私は、桶川市内で行われたイベントでの同校科学部の発表でこの水族館を知り、今回実際に訪れてみました。

学校の受付で水族館見学に来た旨を告げ、待つことしばし、科学部の生徒さんが迎えに来てくれました。最初に展示されている古代の肺魚類やシーラカンスなどの化石から、進化のスタートです。この日私を案内してくれたのは一年生。30分ほどの時間、水槽をひとつひとつ丁寧に説明してもらえます。毎日飼育している生徒さんですから、一年生といえどもとても詳しく、それぞれの特徴や性格などをとてもわかりやすく教えてもらいました。つきっきりで解説をしてもらいながら見学できるなんて、なかなか経験できない贅沢を感じました。また、孵化したばかりの幼魚など繁殖の過程を見ることができるので、その成長も気になってしまいます。たくさんの卵から無事に成長していくことは難しいとの言葉に、まさに飼育している当事者ならではの重さを感じます。

展示されている化石と肺魚のこと、5世代もの繁殖に成功しているピラニアのことなど、驚くことばかりですが、飼育されている生き物や、この水族館の歴史については同校のホームページに詳しく載っていますので、ぜひそちらも御参照いただき、見学に訪れてみてはいかがでしょうか。見学の終わりには、かわいい生き物の折り紙をおみやげにいただきました。

なんと、水族館の後には科学部お手製のプラネタリウムも楽しめます。



水族館見学

●開館日時:各学期中の授業日(月水金の15:30～17:30)

●長期休業期間は平日8:30～17:30

※見学希望の場合は☎048-787-0081まで御確認ください。



持続可能な 「働き方改革」へ 向けて

淑徳大学コミュニティ政策学部
准教授 日野 勝吾



■「働き方」改革≠「働きがい」改革

「働き方改革」という用語が世に広く喧伝されて久しい。政府の掲げる「働き方改革」は、「億総活躍社会」「生産性向上」「業務効率化」「成長と分配の好循環」等といったように、我が国における経済社会システムや企業における経営合理化の枠組みとして中核的に位置づけられている。その一方、「ブラック企業（バイト）」「自爆営業」「ワンオペ」「オワハラ」等といったように、リアルな労働現場で直面している労働者の視座に立った「働き方改革」と呼べるかどうかは、各企業が労働者によって異なる「働き方」の多様性を真摯に捉え、労働者の「働きがい」を得るための具体的な改革を行うことができるかどうかにかかっているといえる。まずは労働者の「働き方」に関して、労使間で侃々諤々と議論し合うことが肝要であろう。

ところで、平成31年4月、働き方改革関連法（正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が施行された。同法は、雇用労働に関係する法律8本をまとめて改正する一括法である。労働基準法の制定（昭和22年）以来、約70年ぶりの労働法制の抜本的改革でもあり、同法によって我が国特有の終身雇用・年功序列に基づく人事労務管理に甚大な影響を及ぼすものといえよう。

本稿では、働き方改革関連法の主な改正点を概説した上で、「働きがい」を実感できる働き方改革が持続可能なものとするために、「労働」と「消費」の関係を交えつつ、大局的な観点から具体的に考察してみたい。

■時間外労働（残業）の上限規制

時間外労働（残業）上限規制は、過労死・過労自殺やうつ病につながる長時間労働の是正を目指すものである。

以前は、厚生労働大臣の限度基準告示（労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準）による上限はあった。しかし、罰則による強制力がないことなどから、実効性が低く、事実上、青天井であった。そこで、改正後の時間外労働上限では、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）と規定され、これに反した場合には罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科される。なお、中小企業への上限規制は令和2年4月から適用される。

■使用者による年次有給休暇の時季指定

使用者による年次有給休暇の時季指定は、使用者は10日以上、年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対し、5日分について、毎年、時季を指定して与えなければならないと規定された。すなわち、改正後の年次有給休暇取得に関しては、各労働者に、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者は①労働者自らの時季指定による取得と②計画年休の他、今回新設される③使用者による時季指定のいずれかの方法によって、労働者に年5日以上の年次有給休暇を取得させる必要がある。

以前は、年休権の行使自体が労働者個人に委ねられる結果、職場や同僚への気遣い等から年休権を取得して行使することを自制する傾向になっていた。残りの5日間の年休日（自由年休）が取得義務の対象とならないのは、労働者個人の自由意思による年休権行使の余地を残した結果である。この新設規定に違反した使用者は、罰則（30万円以下の罰金）が科される。また、賃金台帳と同じく

年休管理簿の作成も義務づけられ、3年間の保存義務が課されている。

■「同一労働同一賃金と待遇に関する説明義務」

同一労働・同一賃金と待遇に関する説明義務（パートタイム・有期雇用労働法に規定）は、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与だけでなく、休暇、福利厚生等、全ての待遇の個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止される。例えば、役職の内容に対して支給している役職手当については、正社員と同じ内容の役職に就く非正規社員には同一の支給を、役職の内容に違いがある場合、その違いに応じて支給する必要がある。

なお、どのような待遇差が不合理なものであるか否かについては、厚生労働省がガイドライン（指針）を策定しており、どのような待遇差が不合理に当たるかを示している。仮に待遇差を設ける場合、使用者の非正規雇用労働者に対する正規雇用労働者との待遇の相違等に関する説明義務が課せられている。なお、パートタイム有期雇用労働法の中小企業への適用は、令和3年4月1日から開始される。

■「働き方改革」Ⅱ「消費の仕方改革」

このように働き方改革関連法はこれまでの労働法制の実効性を向上させるものと評価できる。なお、埼玉司法書士会では、雇用労働に関わる法的問題に対して、法務大臣認証の裁判外紛争解決機関（いわゆる「認証ADR」）である調停センターをはじめ、各種相談を受け付ける総合相談センターや無料電話相談の他、市町村役場等での無料法律相談も実施している（詳しくは本誌裏表紙等

を参照）。身近な暮らしの法律家たる司法書士への相談等を通して、使用者と労働者双方にとって真の働き方改革を追求すべきであろう。

遅ればせながら、筆者の主な専攻分野は労働法と消費者法である。こうした法領域の適用対象当事者である労働者と消費者の連関性を意識しながら、「生活者法」と呼称して研究を進めている。法的な適用場面は異なりとはいえ、労働者と消費者は表裏一体（自然人）であり、生活者として法的諸問題を捉えることが肝要である。

筆者は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見据えて、消費の仕方を変えれば、働き方そのものも変容すると考える。UAセンセンの実施した「悪質クレーム（迷惑行為）対策アンケート調査結果」（2017年）によると、「アンケートに回答した約4分の3の仲間達が業務中に迷惑行為に遭遇し、そのうちの9割強がストレスを感じながら業務をしている」と悪質クレームに悩むサービスの厳しい実態を浮き彫りにしている。過剰な顧客至上主義によって、消費者からの不当要求、ハラスメント被害、暴言・クレーム行為等、労働者のメンタルヘルスを害する行為が、労働者の希望する適切な「働き方」を阻害させることにつながっているものと考えられる。なお、今後は人工知能（AI）やRPA（Robotic Process Automation）等の科学技術が浸透し、これまで労働者が行っていた業務をソフトウェアのロボットによって自動化することで、こうした消費者からのクレーム対応等も大きく変化し始めるものと思われる。

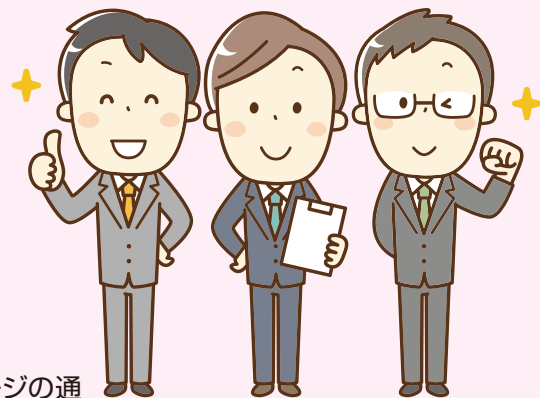
つまり、「働き方」を考えるにあたっては、まずは「消費者」として、消費のあり方を再考し、その上で「労働者」として、労務提供のあり方や働き方を考えることが重要である。「労働者」でもある「消費者」が、生産者や労働者

のことを想起しながら持続可能な消費行動を進めることが、自身の働き方改革にとって重要な作用をもたらす。昨今、消費者が店舗に出向くことなくインターネットを介し、自宅で商品・役務等を手に入れることが可能となったが、もちろんこの利便性の背景には労働者の存在が欠かせない。こうした労働者の「働き方」も決して他人事ではなく、自分事として、消費行動を行うことが、我が国社会の働き方を見直す第一歩であろう。この点、例えば、社会的責任投資（Socially Responsible Investment、ESG（Environment、Social、Governance）投資）に見られるように、今後の消費行動にあたっては、企業による労働者の就業実態等の情報開示も重要な要素になる。

なお、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）では、「目標8（経済成長と雇用）包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進すること」、「目標12（持続可能な生産と消費）持続可能な生産消費形態を確保する」とされ、雇用労働と消費に関しても持続可能な取組みを促進させると謳っている。

このようにみえてくと働き方改革の持続可能性を考えると、働き方改革関連法による労働現場の環境整備とともに、より幅広い見地に立つて、我々が労働者と消費者双方の「生活者」の立場として、自身が誰かのためになっていること、社会に貢献していることなどといった実感が、「働きがい」につながるものと考えられる。私たちは、「労働」と「消費」のあいだで、「会社」だけでなく、「働きがい」を通して「社会」を形成しているのである。

相談の現場から



1 埼玉司法書士会の相談事業

埼玉司法書士会では県内4か所に総合相談センターを設け、最終ページの通り相談内容を類型別に分けて定期的に面談又は電話による相談を行っています。

2 相談内容の類型別

面談又は電話による相談の相談内容は大きく分けて、

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ①遺言・相続などの相続関係 | ⑤労働トラブル関係 |
| ②成年後見などの家事事件関係 | ⑥登記相談などの登記関係 |
| ③クレジット・サラ金などの多重債務関係 | ⑦空き家トラブル関係 |
| ④賃貸トラブル関係 | ⑧一般法律相談及び少額裁判関係 |

以上、8つに分類できます。

3 一般法律相談及び少額裁判関係の相談内容の具体例

その中でも、裁判等の一般法律相談及び少額裁判関係の相談では、様々な相談を受けていますので、そのうち各1例を御紹介します。

(1) 相手方に粗暴性があり得るケース

居住している家に、夫の兄弟の知人を名乗る暴力団風の男性が押しかけてきて、理不尽な退去を求められて困っているという相談がありました。

このケースは、法律的な争点はほとんどないという点からすると優しい事件ではありますが、相手方の粗暴性如何によっては、様々な点で注意しなくてはならない可能性があります。

ただ、一方で、法律家が介入して、正当な主張をすることにより、あっけなく解決するケースもあります。これは、相手方にしてみても、自分の行っていることは法的には通らないことを知っているからであろうと思われます。

(2) 損害賠償請求が不当に高額なケース

賃貸アパートに居住していたところ、ある日、風呂場の排水口に問題が発生し、下の部屋への漏水が生じて、その居住者から30万円以上の損害賠償請求をされて困っているという相談がありました。確かに、下の部屋への漏水はあるので一定額の賠償金の支払い義務のあることは理解できますが、置1置分程度の漏水に過ぎないのに、いきなり30万円というのはおかしいのではないかとというのが相談者の疑問です。

この事案の相手方も言葉の節々で少々脅しのテクニックを持っているような粗暴性を感じる相手でした。しかし、判例などを武器にして、法的措置を予告しながら対応することで、こちらの言い分が聞き入れられ解決に至りました。

4 まとめ

以上の相談例のように、一見やりにくそうな相手であっても、意外にすんなりと解決するケースもあります。特にこのような案件では、詳細な法的主張を要することは比較的少ないと思われます。このような相談に対して、力を発揮する司法書士が増えています。

司法書士と〜く



埼玉司法書士会 司法書士 大澤 信子

司法書士の業務は多岐にわたりますが、より多くの方にとって身近なものといえば、相続に関する手続きではないでしょうか。

今年、約40年ぶりに相続法が改正されました。週刊誌やテレビでも「相続が変わった！」など取り上げられていたこともあり、関心を持たれた方も多いと思います。この『法ナビ第8号』にも特集記事が掲載されており、詳細は是非そちらを読んでいただくとして、その影響なのか、私のところにも最近は相続についての御相談が増えてきている気がします。

登記は司法書士の本来的な業務の一つであり、登記と言えば司法書士、ということとを少なからず知っていただけているのか、私のところにくる相続の御相談のほとんどは「自宅の所有者が亡くなったので名義変更したい」というものです。大抵の場合は、すでに相続人の間である程度話し合いがされており、すんなりと名義を変えることができるのですが、中にはそうではないケースもあります。

例えば、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合で、長い間、相続登記をせずに放っておいた場合です。これは、今や社会問題にもなっている、所有者不明土地問題や空き家

問題にも関係してくるのですが、このような場合は相続人が数十人になることも少なくありません。それだけの人数がいると当然ながら、会ったこともない、そもそも存在すら知らない、という人もいます。結局、解決までにはかなりの時間と労力、さらには費用もかかってしまい、残された御家族の負担は相当なものとなります。

そうならないための「転ばぬ先の杖」ともいえるものが生前の相続対策です。「終活」という言葉も耳慣れてきた昨今では、御自分の亡くなられた後のことを考え、元気なうちにいろいろと準備をされている方が増えてきたように思います。

相続対策としては、「遺言」が一般的ですが、そのほかにも「任意後見」、「死後事務委任」、「家族信託」、「生前贈与」などがあります。

また、何かしらの対策をしておいたほうが良い場合として、①子供がいない②前夫または前妻との間に子供がいる③相続人同士が疎遠または相続人の中に連絡の取れない方がいる④相続人の中に認知症などの理由で判断能力が低下している方がいる⑤会社を経営している、などが考えられます。

以前に比べ家族の在り方が多様化している現代では、相続関係も複雑になってきています。相続問題で大変な思いをされた方は皆様、「自分の時はきちんと準備することになります。」と言われる。

司法書士は前述のように亡くなった後で登記の御相談をいただくことが多いですが、亡くなる前の御相談もお受けすることができ、残された御家族の負担を少しでも減らしたい方、ぜひお気軽に司法書士に御相談ください。



司法書士会からの御案内

県内市町村で司法書士による相談会開催中！



★今後の相談会等の御案内★

※さいたま市の会場につきましては、予約制とし、かつ、さいたま市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

※市民プラザかその会場につきましては、加須市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

※その他詳細（予約の可否等）については、各市区町村役場にお尋ねください。

相談場所	相談日時
さいたま市中央区役所	毎月第4水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市桜区役所	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市浦和区役所	毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市南区役所	毎月第1木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市緑区役所	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
戸田市役所	毎週木曜日 午前10時～12時（※予約制）
蕨市役所	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時（※予約制）
さいたま市西区役所	毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市北区役所	毎月第2月曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市大宮区役所	毎月第4金曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市見沼区役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市岩槻区役所	毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
鴻巣市役所	毎月第2・3木曜日 午後1時～4時（※予約制）
北本市役所	毎月第1・3金曜日 午後1時30分～4時20分（※予約制）
上尾市役所	毎月第1木曜日 午後1時～3時30分（※予約制）
桶川市役所	毎月第2木曜日 午後1時～4時（※予約制）
伊奈町役場	偶数月の第3木曜日 午後1時～3時（※予約制）
川口市役所	毎月第2・3水曜日 午後1時30分～4時（※予約制）
川口市 キュボ・ラ（M4階）	毎月第1・3水曜日 午後6時～8時30分 （※予約制・10組まで 埼玉司法書士会川口支部（080-6743-0100）で受付）
新座市役所	【登記相談】毎月第2金曜日 午後1時～4時30分（※予約制）
富士見市役所	毎月第1・3火曜日 午前10時～12時（※予約制）
志木市役所	例年10月に1日限り 午前10時～12時、午後1時～3時
久喜市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（令和2年1月のみ第2金曜日）
市民プラザかぞ	毎月原則第1金曜日 午後1時30分～4時（6・12月は午前10時～午後3時）
羽生市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（※予約制、休日にあたる場合は欠週）
蓮田市中央公民館	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
幸手市役所	毎月第3木曜日 午後1時～4時
白岡市はびすしらおか	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制） ※問合せ 048-764-2318（担当：竹林）
熊谷市役所	【登記相談】毎月第2月曜日（12月を除く）午前10時～12時、午後1時～4時 ※令和2年1月は第3月曜日
本庄市役所	【法律相談】午後1時～4時（※予約制） 1月第4・5水曜日 2・8・11月 第4水曜日 3・4・6・7・9・10・12月 第3・4水曜日 5月 第5水曜日

相談場所	相談日時
東松山市役所	奇数月第3金曜日 午前10時～12時 午後1時～3時（※予約制）
小川町役場	【多重債務・成年後見・相続登記等相談】 偶数月の第3金曜日 午後1時～3時（※予約制）
川越市役所	毎月第3木曜日 午前10時～午後4時（※予約制）
ふじみ野市役所	第1・3・5金曜日 午前9時30分～11時30分（※予約制）
ふじみ野市役所 大井総合支所	第2・4金曜日 午前9時30分～11時30分（※予約制）
川島町役場	偶数月第3水曜日 午前10時～12時（※予約制）
三芳町役場	毎月第3火曜日 午前10時～12時（※予約制）
所沢市役所	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時（※予約制） ※定員に達していない場合、当日の先着順でお受けできます。
入間市役所	毎月第1・3・5火曜日 午後1時～3時40分（※予約制）
狭山市役所	毎月第2火曜日 午後1時～4時
飯能市総合福祉センター	毎月第3水曜日 午前10時～午後3時
坂戸市役所	原則毎月第1火曜日（※予約制） 【法律相談】午前10時～12時 【登記相談】午後1時～3時
越生町役場	毎月5日（土・日・祝の場合は翌日） 午前10時～12時（※予約制）
鶴ヶ島市役所	毎月第2木曜日 午前9時～12時（※予約制）
越谷市中央市民会館	毎月第1水曜日 午前9時～12時 （休祝日の場合は、第2又は第3水曜日）
草加市役所	毎月第1木曜日、第3金曜日 午前9時～12時（※予約制）
高砂コミュニティセンター	毎月第3木曜日（8月を除く） 午後1時30分～3時30分（※予約制、[くらしの法律総合相談]内）
草加市物産・観光情報センター	毎月第2金曜日 午後5時～7時（1・8月を除く）※問合せ 048-920-5415（担当：竹村）
三郷市青少年ホーム	毎月第3火曜日 午後1時～4時（※予約制）
八潮市役所	毎月原則第3木曜日 午後1時～4時 ※5・10月は総合相談（会場は八潮メセナ）
春日部市役所 本庁	毎月第3水曜日 午後1時～4時（※予約制）
春日部市役所 庄和総合支所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（※予約制）
秩父市役所	毎月第3水曜日 午後1時～3時
長瀬町役場	奇数月第3金曜日 午後1時～3時
皆野総合センター	偶数月第2金曜日 午後1時～3時
小鹿野文化センター	偶数月第3水曜日 午後1時～3時
横瀬町役場	奇数月第3木曜日 午後1時～3時

※令和2年1月現在

会長挨拶

令和元年5月の埼玉司法書士会の定時総会で会長に選任されました柴由之と申します。法ナビは、平成25年に市民の方々へ法律の道案内をすることを目指して発刊されました。法ナビの第8号の発刊に際して御挨拶申し上げます。

最近、社会の変化が著しくなり、法律の改正が相次いでおります。今回、相続法が改正されました。市民の皆様様に直接大きな影響が及ぶ改正であるため、本号で特集を組みました。皆様様にできるだけ理解しやすいように、易しく解説をいたしました。同時に司法書士会の様々な取り組みについても掲載いたしました。司法書士の仕事について、御理解いただければと思います。

令和元年6月に、司法書士法が改正され、司法書士は、法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することとする「使命規定」が創設され、司法書士の使命が明記されました。このことは、司法書士に対して、法律の専門家として社会から大きな期待が寄せられていることを示しております。我々は身を引き締めて、この社会からの期待に応えるべく、使命を果たしていきたいと考えております。

埼玉司法書士会では、地域連携の一環として、災害時における被災者等の相談実施に関する協定を県と県内54市町村（令和元年9月現在）と締結し、自然災害が発生した際に被災者に生じた法律問題（例えば、住宅ローンにどう対応するか、家族が災害でお亡くなりになった場合の相続をどうするか等）への相談に対応できる体制を作っております。また、最近問題となっている空き家問題（空き家が長年管理されないまま放置され、防犯上や近隣の環境への影響等で社会問題になっている）についても、市町村と連携して、法律専門職として対応できるよう、県内市町村との空き家協定の締結を進めており、令和元年9月現在では6市町と協定を締結しております。

また、県内4か所に常設相談所を設置し、司法書士が市民の方から直接、法律相談を受ける体制を取っております。その他にも、出張相談や特設相談等も開催しております。詳細は当会のホームページにて、随時ご案内をしておりますので御確認ください。

あなたの暮らしのすぐそばに「司法書士」がお役に立ちます。

令和2年1月



埼玉司法書士会
会長 柴 由之

表紙の写真（清風亭）の御紹介

清風亭は、近代日本経済の父と呼ばれる渋沢栄一に見込まれた第一銀行頭取、佐々木勇之助の70歳の古希を記念して、大正15年に現在の東京都世田谷区にあった第一銀行の保養施設、清和園内に建築された建物です。

大正5年に渋沢栄一の喜寿を記念して建築された誠之堂と並べて建築されました。

現在は、誠之堂と一緒に埼玉県深谷市にある大寄公民館の敷地内に移設されて、埼玉県指定の有形文化財になっています。

法Navi - 8号 -

令和2年1月発行 定価 100円

発行人 埼玉司法書士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

TEL: 048-863-7861

本紙への御意見・御感想等は
埼玉司法書士会までお寄せください。

表紙撮影 司法書士 上松隆行
デザイン・印刷 株式会社エース広告

編集後記

相談会では相続や遺言に関する事案が大半になっており、この分野における司法書士に対するニーズの高さを実感されます。ということで、今号はその相続法の改正について、でした。改正される内容はもちろんですが、改正法が実際に施行されるスケジュールが段階的でややこしい……なのですが、本紙が少しでも理解に役立てば幸いです。

無料電話相談

☎ **048-838-1889**



月曜日 午後1時から4時まで
「クレジット・サラ金相談」

火曜日 午後1時から4時まで
「成年後見相談」

毎月第1・第3水曜日 午後6時から8時まで
「賃貸トラブル相談」

毎月第2・第4水曜日 午後6時から8時まで
「労働トラブル相談」

木曜日 午後1時から4時まで
「一般法律相談・少額裁判相談」

金曜日 午後1時から4時まで
「登記相談」

毎月第1・第3金曜日 午後6時から8時まで
「空き家トラブル110番」

※相談時間は20分程度です

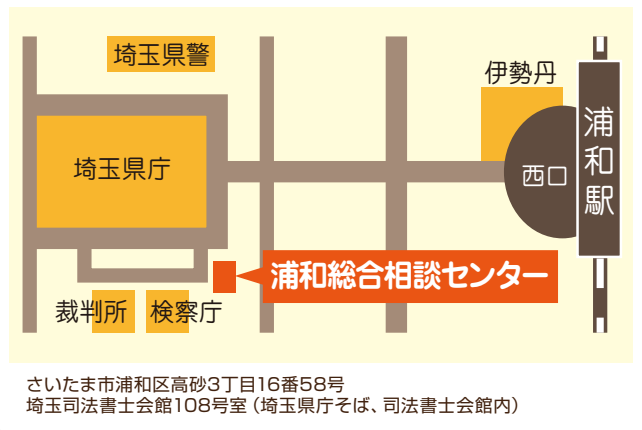
「暮らしの法律家」司法書士があなたの力になります！

埼玉司法書士会総合相談センター

完全予約制・相談無料 ☎ **048-838-7472**

予約の受付は平日午前10時から午後4時まで（全センター共通の番号です。）

浦和総合相談センター



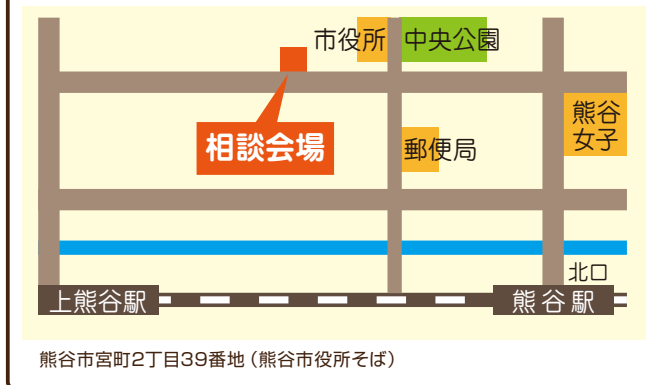
越谷総合相談センター



西部総合相談センター (会場：ウェスタ川越)



県北総合相談センター (会場：熊谷市立商工会館)



※祝祭日・年末年始・8月13日～15日を除く。

※令和2年1月現在。